

議案第 2 号

八幡浜地区施設事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、別紙のとおり標記規約を変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

構成市町の普通交付税に係る合併算定替の適用期間の終了に伴い、令和 3 年度以後における消防に係る関係団体の負担割合の計算方法を継続させることを明確にするため。

八幡浜地区施設事務組合同規約の一部を改正する規約

八幡浜地区施設事務組合同規約（昭和44年7月17日愛媛県指令地第383号許可）の一部を次のように改正する。

別表の1の項に備考として次のように加える。

備考 関係団体の人口割の人口は、直近の国勢調査の実績によるものとする。

ただし、西予市については、旧三瓶町の区域の人口とする。

別表の3の項を次のように改める。

- 3 消防組織法及び消防法に関する事務並びに高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する事務に要する経費の負担割合

関係団体	割合
八幡浜市	旧市町割のうち、旧八幡浜市及び旧保内町の各区域に係る算出額割の合計
伊方町	旧市町割のうち、旧伊方町、旧瀬戸町及び旧三崎町の各区域に係る算出額割の合計
西予市	旧市町割のうち、旧三瓶町の区域に係る算出額割

備考 この表において「旧市町割」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第11条の規定の適用があるものとした場合において、関係団体を構成する旧市町の区域における当該年度の消防費に係る基準財政需要額として算出した額割をいう。

別表備考を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 この規約による改正後の八幡浜地区施設事務組合同規約別表の規定は、令和3年度以後の関係団体の負担割合について適用し、令和2年度以前の関係団体の負担割合については、なお従前の例による。

